

# 公 告

## 大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防施工区域）における 災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和3年 2月 3日

国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する桜島直轄砂防施工区域において、土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は、別紙－1のとおりとする。

#### (2) 基本協定河川

基本協定は、下記の河川について締結するものとする。

巡視する河川の担当については、災害協定を締結する業者と協議の上、決定するものとする。

##### 基本協定締結河川

野尻川 春松川 持木川 第二古里川 第一古里川 有村川 黒神川 金床川  
引ノ平川 古河良川 長谷川

#### (3) 協定期間 令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況を、総合的に評価して協定締結業者（5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（4）の評価及び、地理的条件（作業所等への距離）、実施可能工種等により、契約締結業者を決定し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

## 2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C～D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C～D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

(3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に自社において3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。

(4) 本店の所在地が大隅河川国道事務所桜島砂防出張所(鹿児島市野尻町203-1)に概ね30分以内(陸路による移動で)で到達できること。

「概ね30分以内で到達できる」とは、桜島砂防出張所から約20km以内を想定しており、本店の所在地が桜島島内及び垂水市を想定している。

なお、桜島島内又は垂水市に上記(4)の条件を満たす支店・営業所がある場合は、常駐している1名以上の技術者(自社)の氏名・資格(一・二級土木施工管理技士を有すること)・常駐の証明(様式自由)を提出すれば、参加資格要件を満たすと判断する。

なお、常駐とは、桜島島内又は垂水市に住居があり、桜島島内又は垂水市にある支店・営業所に勤務していること。

(5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る(C～D)等級の有資格業者(令和2年度現在のランクが(C～D)ランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和4年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 災害協定に基づき災害協定業者と請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とすること。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随意加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒893-1207

鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1（電話 0994-65-2990）

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課

担当：工務第一課長（内線311）

専門職（内線310）

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和3年 2月 3日（水）から令和3年 2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課
- ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。  
なお、技術資料様式については電子メールによるデータ配布を行うことができるので、希望するものは受信可能なメールアドレスを下記送信先に配布を希望する旨のメールを送信するものとする。

送信先：大隅河川国道事務所 [qsr-osumi@mlit.go.jp](mailto:qsr-osumi@mlit.go.jp)

#### (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和3年 2月 3日（水）から令和3年 2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1  
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

### 4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

## 大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防施工区域） における応急対策業務に関する基本協定

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、〇〇建設（株）代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下「乙」という）とは、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の直轄施工区域及び直轄施設管理区間において発生した土石流等災害（甲の直轄施工・施設管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の施工・管理区間）において発生した土石流等の大規模な災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ）若しくは災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲は、桜島直轄砂防施工区域内で災害が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。

3. また、乙は適切な対応ができるよう、的確な情報収集に努めるものとする。

（災害時巡視）

第3条 甲は、洪水時、地震時等における導流堤・流路工・えん堤等の砂防設備等の状況を把握するために桜島直轄砂防施工区域内の巡視を要請することができる。

2. 乙は、甲から巡視要請があった場合は、巡視（及び情報収集）に必要な人員体制を確保し、常に気象情報等を把握しながら、桜島砂防出張所と連絡を密にして、別紙「災害時砂防巡視要領」により砂防巡視を実施するものとする。

3. 甲は、緊急時に延滞なく対応できる巡視員を確保するために、乙に訓練の要請をする事ができる。

4. 乙は、洪水時、地震時等における砂防巡視を熟知している巡視員を配置すると共に、甲の要請を受け砂防巡視の訓練を実施するものとする。

5. 乙は、円滑な巡視を行うために必要な巡視員を確保するものとし、甲に書面により報告するものとする。

6. 乙は、甲の要請を受け巡視、訓練等を実施した場合、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できる。なお、巡視1時間あたりの単価は次のとおりとする。

●災害時巡視等

対象時間	時間帯	1時間あたり単価 (消費税含む)
5時～22時	始めの8時間	〇〇, 〇〇〇
	8時間を越える部分	〇〇, 〇〇〇
22時～5時	始めの8時間	〇〇, 〇〇〇
	8時間を越える部分	〇〇, 〇〇〇

7. 甲の第6項に基づく乙への支払いは、4半期毎の支払いを基本とする。

（業務の実施区間）

第4条 業務の実施区間は、別図－1に表示する桜島直轄砂防施工区域内とし、災害時巡視は〇〇川、〇〇川、〇〇川とする。

（建設機械等の報告）

第5条 乙は、あらかじめ災害時に備え、建設資機材等の数量等を把握し書面により報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲の要請があった場合は、甲に保有状況を書面により速やかに報告するものとする。

3. 乙は災害に備え、常に建設資機材等の所在を把握しておくとともに運搬手段についても考慮しておくものとする。

4. 甲の所有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第6条 甲及び乙は、それぞれから要望があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第7条 甲は、乙に対し第4条の業務実施区間の具体的な現地状況に応じた、応急対策及び災害時巡視のための出動を、書面又は電話等の方法により乙に要請するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに工事請負契約等を締結するものとする。

この協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前

1年間の完成工事高により掛け金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

(業務指示)

第9条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する桜島砂防出張所長が行うものとし、乙は、その指示に従うものとする。

(業務の実施)

第10条 乙は、第7条に基づく出動要請があった場合は直ちに出勤し、応急対策及び災害時巡視の業務を実施するものとする。  
2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間、及び使用建設資機材等を桜島砂防出張所長に書面により報告するものとする。

(広域要請)

第11条 甲は、大規模な災害が発生した場合は、第4条の業務の実施区間にとらわれることなく出勤を要請することが出来るものとする。  
2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第14条 この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年〇月〇〇日

甲：国土交通省九州地方整備局  
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙：〇〇建設(株)  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

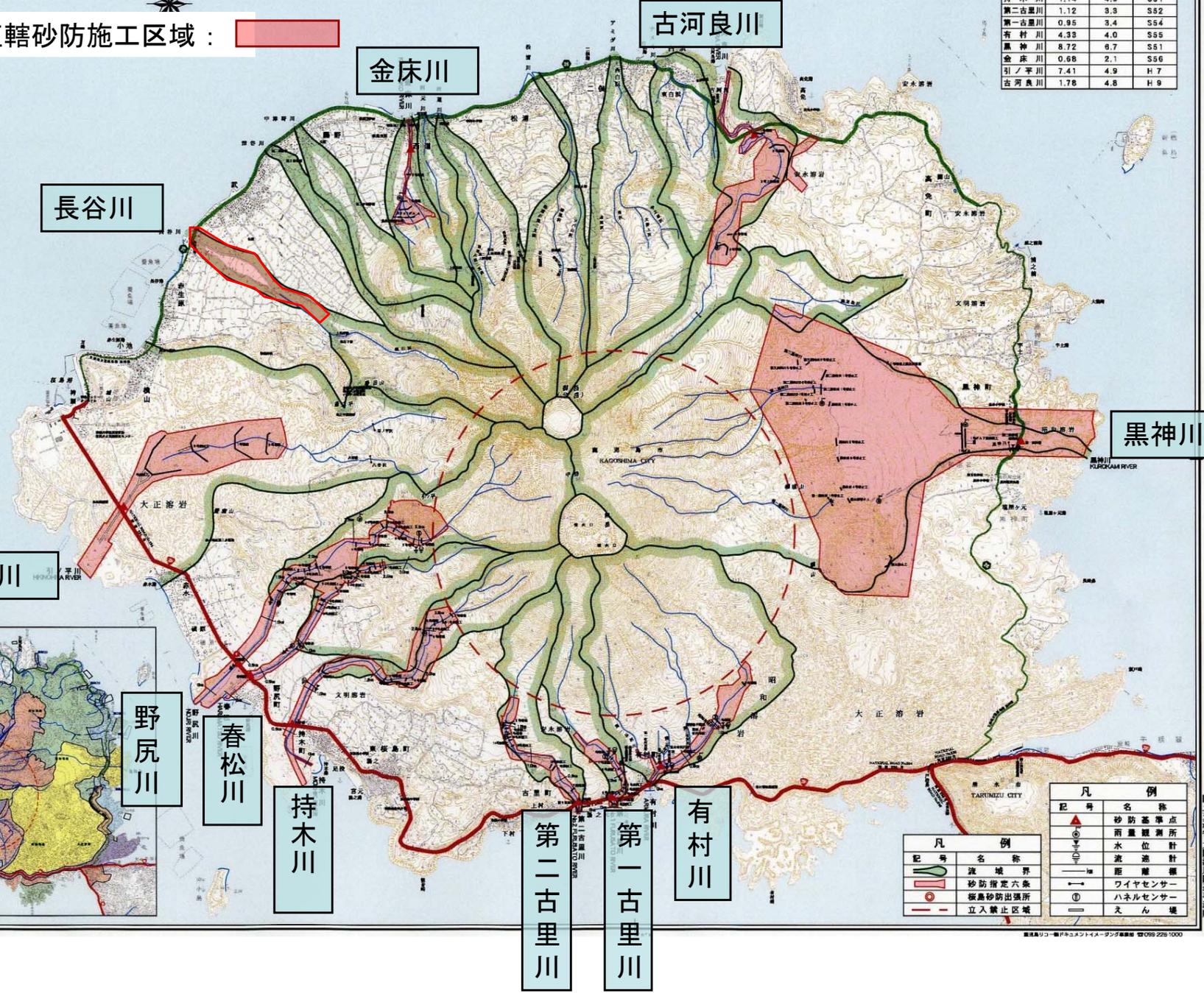
桜島火山砂防事業管内図

1:20,000

河川名	流域面積	平均流量	平均流速
野尻川	2.75	4.9	S51
春松川	1.74	4.9	S51
持木川	1.14	4.9	S51
第二古里川	1.12	3.8	S52
第一古里川	0.95	3.4	S54
有村川	4.33	4.0	S55
黒神川	8.72	6.7	S51
金床川	0.68	2.1	S56
引ノ平川	7.41	4.9	H 7
古河良川	1.76	4.8	H 9



桜島直轄砂防施工区域：



凡	例
▲	砂防基準点
⊙	雨量観測所
⊕	水位計
⊖	流速計
—	距離標
→	ワイヤセンサー
⊕	ハネルセンサー
⊖	えん堤

凡	例
▲	砂防基準点
⊙	雨量観測所
⊕	水位計
⊖	流速計
—	距離標
→	ワイヤセンサー
⊕	ハネルセンサー
⊖	えん堤

国土交通省大瀬川河川運送事務所